

自転車活用推進法と国・県の自転車活用推進計画について

1 自転車活用推進法（H29. 5. 1 施行）について

（1）基本理念

- ・ 自転車は、二酸化炭素を発生せず、災害時において機動的
- ・ 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・ 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・ 交通安全の確保

（2）基本方針

- ・ 以下の施策を重点的に検討・実施
- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進，地域活性化の支援 |

（3）国等の責務

- ・ 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- ・ 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し，実情に応じた施策を実施
- ・ 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- ・ 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

（4）自転車活用推進計画

- ・ 政府 : 基本方針に即し，計画を閣議決定し，国会に報告（H30. 6）
- ・ 都道府県 : 国の自転車活用推進計画を勘案して，区域の実情に応じ計画を定めるよう努める（H31. 3）
- ・ 市区町村 : 国及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して，区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

（5）附則で定められた検討事項

- ・ 自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- ・ 自転車の運転に関しての道路交通法違反行為への対応の在り方
- ・ 自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度

2 国の自転車活用推進計画（H30.6.8閣議決定）について

（1）位置付け

- ・自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

（2）計画期間

- ・2018年度から2020年度まで

（3）自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

・目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- ① 自転車通行空間の計画的な整備促進
- ② 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
- ③ シェアサイクルの普及促進
- ④ 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備促進
- ⑤ 自転車のIoT化の促進
- ⑥ 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

・目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- ⑦ 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
- ⑧ 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
- ⑨ 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の促進
- ⑩ 自転車通勤の促進

・目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- ⑪ 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
- ⑫ 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

・目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- ⑬ 高い安全性を備えた自転車の普及促進
- ⑭ 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
- ⑮ 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
- ⑯ 学校における交通安全教室の開催等の推進
- ⑰ 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
- ⑱ 災害時における自転車の活用の推進

（4）附則に対する今後の取扱方針

- ・道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
- ・自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討